

令和 年度 市民税・県民税申告書

(特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告不要申出書)

鳴門市長 様

年 月 日

納税義務者

住 所			
フリガナ		電話番号	
氏 名		生年月日	
身元確認	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> その他()		

※この申告書で申告(所得税と異なる課税方式を選択)できるのは、上場株式の配当等または譲渡所得金額で、所得税15.315%(復興特別所得税含む)及び住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されている所得です。

(1) 確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額

		住民税の源泉徴収税額	
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

※ここに記載できるのは、特定配当等・特定株式等譲渡所得金額です。

(所得税20.42%を源泉徴収されているもの、住民税が源泉徴収されていないものは記載できません。)

※確定申告書及び特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください。

(2) 住民税での課税方式

上記の所得について、住民税では下記の所得として申告します。

※申告不要にする場合は、該当の所得欄と源泉徴収税額欄に 0 とご記入ください。

		住民税の源泉徴収税額	
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

※この申告書は、該当年度の申告期限(3月15日)までに提出してください。ただし、申告期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。

※住民税において申告不要を選択した場合、「配当割額控除」や「株式等譲渡所得割額控除」の適用は受けられません。また、損益通算や損失の繰越控除についても住民税では適用されません。

※令和6年度分(令和5年分)以降は、この申告書を使用できません。